

市民税 特別徴収の御案内 県民税

(保存版)

目次

特別徴収のしくみと事務取扱い	1
退職・転職等の異動があったら	3
退職金を支払ったら	4
特別徴収納入書の取扱いについて	5
所在地・名称に変更があったら	7
各種様式	7
給与所得者異動届出書	8
給与所得者異動届出書の記入方法	9
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	10



特別徴収事務についての連絡先

宇部市 市民税課

〒755-8601山口県宇部市常盤町一丁目7番1号電話
(0836) 34-8188

市民税・県民税 特別徴収の御案内について

平素は、市民税・県民税の特別徴収につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度お送りする市民税・県民税特別徴収の御案内は保存版ですので大切に保管していただきますようお願いいたします。なお、税法等改正箇所のあるものにつきましては、必要な年度の当初の特別徴収税額通知書に同封させていただきますので整理のほどよろしく申し上げます。

● 特別徴収のしくみと事務取扱い

1. 特別徴収と特別徴収義務者

特別徴収とは、給与支払者が毎月給与を支払う際に、納税者から市民税・県民税を徴収し、その税額を納入していただく制度です。

また、これを徴収し納入する義務を負う者を特別徴収義務者といい、市が指定します。

2. 税額決定通知書の交付

特別徴収義務者への通知書とあわせて納税者への通知書をお送りします。人員等を確認のうえ5月31日までに各納税者へ交付してください。

なお、すでに退職をされている人については、その通知書（納税義務者用）を添えて、直ちに給与所得者異動届出書を提出してください。（すでに異動届出書を提出されている場合でも4月10日以降に提出された場合は、今回お送りした税額通知書に反映されておられません。後日、市県民税変更通知書をお送りします。）

3. 毎月の給与から差し引く納付額

「市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に各納税者の各月の納付額を記載しています。6月から翌年5月までそれぞれ各月に支払われる給与から徴収してください。

4. 納付額が変更になったとき

納税者の特別徴収税額が変更になったときは、「市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、その後は変更後の納付額により徴収し、納入してください。

5. 納付額の納入

徴収した納付額は、翌月10日（日曜日、祝日のときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）までに納入書により、金融機関へ納入してください。（5ページ参照）

（例）10月分の税額の納入について、11月10日が土曜日の場合は、11月12日までに10月分納入書を使用して納入してください。

6. 納付額を滞納したとき

納期限までに納入されませんと、未納となった税額のほかに、下記の料金が加算されます。また、滞納処分を受けることがありますので御注意ください。

(1) 督促手数料

督促状を発送した場合は、督促手数料（1件につき100円）が加算されます。

(2) 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年14.6%、ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%の割合で計算した延滞金が加算されます。

平成26年1月1日以後の期間に対する延滞金の割合については、当分の間、次のとおりです。

納期限の翌日から納期の日までの日数に応じて特例基準割合に年7.3%を加算した割合。上限は年14.6%。（ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合。上限は年7.3%）

（注）特例基準割合

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を平均した割合として財務大臣が告示した割合に、年1%の割合を加算した割合。

7. 特別徴収税額の納期の特例

給与等の支払いを受ける人が常時10人未満の事業主は、市長に「納期の特例承認申請書」を提出し承認された場合は、月々給与等から徴収した税額を年2回で納入することができます。（申請用紙は、市民税係へ請求してください。）

常時10人未満とは、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者がある場合は、その人数を除いた人数が9人以下のことです。

納期………6月分から11月分まで ⇒ 12月10日

12月分から5月分まで ⇒ 6月10日

【注意】

(1) 滞納や著しい納入遅延がある場合は、承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があると承認を取り消すこととなりますので御注意ください。

(2) 納期特例の承認後、給与の支払いを受ける人が10人以上となったときは、その旨を速やかに届けてください。

● 退職・転勤等の異動があったら

1. 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出

納税者が退職・転勤等により給与の支払いを受けなくなったときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。必要事項を記入のうえ、異動があった月の翌月10日までに必ず提出してください。「異動届出書」の提出が遅れると、税額と納入額が一致せず、督促・滞納処分を受けたり、残りの税額が一度に退職者に通知されるなど納税者にも不利益となりますので、提出期限を必ず守ってください。（記入方法については、9ページ参照）

2. 給与から引けなくなった税額の徴収方法

- (1) 普通徴収 … 未徴収税額を本人が金融機関等の窓口で納付する方法
- (2) 一括徴収 … 退職等の際、未徴収税額を事業所でまとめて一度に徴収し納入する方法

※退職の際に支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額を超える場合は、次のとおり取り扱ってください。

- ・ 6月1日から12月31日までの間の退職の場合 … 退職者の了承を得て、なるべく一括徴収してください。
- ・ 1月1日から4月30日までの間の退職の場合 … 退職者の了承を必要とせず、一括徴収することが義務づけられています。

- (3) 特別徴収継続 … 勤務先が変わった場合、旧勤務先での未徴収税額を新勤務先で引継ぎ徴収する方法

※引継ぐ税額を新しい勤務先に連絡してください。

3. 中途就職者の特別徴収への切り替え

中途就職された人が、新たに特別徴収を申し出られた場合は、その人の納税通知書を確認していただき、市民税係まで連絡してください。

（注）納期限を過ぎた部分については、切り替えができません。

● 退職金を支払ったら

退職所得（退職手当等）に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分して、退職所得等の支払いの際、特別徴収していただくことになっています。

1. 納税義務者

退職所得等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在、宇部市内に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

2. 退職所得控除の計算方法

勤続年数*	退職所得控除額
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）
20年以下	40万円×勤続年数（最低額80万円）

*勤続年数：1年未満の端数は切り上げ

障害者になったことに直接起因して退職したと認められるときは、上記の控除額に100万円が加算されます。

3. 税額の計算方法

勤続年数等	税額
5年超	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率}^*$
5年以下で法人役員等**	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率}$
5年以下で法人役員等以外	300万円まで***： $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率}$ 300万円超の部分： $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率}$

*税率：市民税6%、県民税4% **法人役員等：法人税法上の役員、国会議員または地方議会議員、国家公務員または地方公務員

***300万円まで：(収入－退職所得控除額)の金額。令和3年12月31日までの支払い分はこの制限がなく、5年超と同じ計算

4. 納入方法

退職手当等を支払う際に徴収した市民税・県民税は、翌月10日（土日祝日なら翌営業日）までに納入してください。その際、納入書の「退職所得分」欄に税額を、裏面「市民税・県民税納入申告書」に所要事項を**必ず記入**してください（5・6ページ参照）。

● 特別徴収納入書の取扱いについて

1. 納入の仕方

「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」を送付した特別徴収義務者には、6月分から5月分までそれぞれ納付額が記載された納入書を作成して同封しておりますので、該当月分の納入書をそのまま使って納入してください。

年の途中で税額の変更があった場合は、税額の訂正をして納入してください。具体的な取扱いについては、6ページを参照してください。

2. 予備の納入書

書き損じや破損をした場合は、予備の納入書（2枚）を同封しておりますので、利用してください。

3. 市民税・県民税納入申告書

納入書右の納入済通知書の裏面は、納入申告書になっています。退職手当等に係る市民税・県民税を納入する際は、必ず記入してください。退職手当等に係る特別徴収の取扱いについては、4ページを参照してください。

4. 納入場所

- ・ 山口銀行・北九州銀行・もみじ銀行・西京銀行・西中国信用金庫...全国すべての店舗
- ・ 山口県農協（旧山口宇部農協のすべての店舗）
- ・ 山口県信用組合...すべての店舗
- ・ 宇部市内の銀行（令和6年4月1日から三菱UFJ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合
- ・ 山口県漁協...宇部岬支店
- ・ 市役所本庁（山口銀行宇部市役所派出所）、北部総合支所、東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬及び小野の各市民センター
- ・ ゆうちょ銀行・郵便局（中国5県に限る）

中国5県外のゆうちょ銀行・郵便局を初めて利用される場合は、宇部市の指定通知書が必要です。初回納入の際、宇部市公式ウェブサイトからダウンロードして、郵便局に提出してください。

指定通知書を一度提出した郵便局は、その後もずっと利用可能です。

5. 納入書の使用方法

当市の特別徴収納入書は、OCR（光学文字読取装置）により処理するため、次の点に注意し、納入してください。

6月（当初分）から税額の変更がない場合

税額を既に印字してありますので、税額の記入は必要ありません。そのまま納入してください。

年度途中で税額の変更があった場合

既に印字してある税額では納入することはできませんので、お手数ですが、次の要領で税額を訂正し、納入してください。

【納入書等の記入例】

転勤、退職などにより、印字された税額と異なる金額を納入される場合は、右の例のように、納入金額の金額を横線で消し、納入金額の該当する欄に手書きで記入してください。

手書きで記入される際には、標準字体で丁寧に記入してください。

（標準字体）

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

納入金額欄には¥記号は記入しないでください。

山口県宇部市 市県民税 特別徴収			○領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
352021	01560-4-960002	宇部市会計管理者			
月別 年 月分	指 定 番 号	納 入 金 額	円		
	01234567	56800			
納入すべき金額が右の 納入金額の欄の金額と 異なるときは、納入金額 の欄を横線で抹消し、 納入金額の欄に記入し て下さい。	納 入 金 額	給与分 一括徴収 分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円 () 3 4 5 0 0		
	退 職 所得分		2 9 8 0 0 0		
	延 滞 金				
	督 促 手数料				
	(2) 合 計 額		3 3 2 5 0 0		
納期限	年 月 日	額			
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印			
住 所 〒 又は 宇部市常盤町一丁目7番1号 所在地		株式会社 様			
氏 名					
又は 名 称					

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)

山口県宇部市 市県民税 特別徴収			納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名			
352021	01560-4-960002	宇部市会計管理者			
月別 年 月分	指 定 番 号	納 入 金 額	円		
		56800			
納入すべき金額が右の 納入金額の欄の金額と 異なるときは、納入金額 の欄を横線で抹消し、 納入金額の欄に記入し て下さい。	納 入 金 額	給与分 一括徴収 分を含む	億 千 百 十 万 千 百 十 円 () 3 4 5 0 0		
	退 職 所得分		2 9 8 0 0 0		
	延 滞 金				
	督 促 手数料				
	(2) 合 計 額		3 3 2 5 0 0		
納期限	年 月 日	額			
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印			
住 所 〒 又は 宇部市常盤町一丁目7番1号 所在地		株式会社 納			
氏 名					
又は 名 称					

ます。 (受付店 山口銀行宇部支店 宇部市(宇部市保管))

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

● 所在地・名称に変更があったら

特別徴収義務者の所在地及び名称に変更があったときには、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」の提出が必要です。必要事項を記入のうえ、すみやかに提出してください。

※誤読を避けるため、名称には必ずフリガナをふってください。

※変更事由は、該当する箇所にチェックを入れてください。

尚、合併の場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」と併せて、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要となりますので、御注意ください。

● 各種様式

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」及び、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」等各種様式は、宇部市公式ウェブサイトにも掲載しておりますので、御利用ください。

令和 年度

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄
1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は直ちに提出してください。

宇部市長様 令和 年 月 日	(特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地											特別徴収義務者指定番号					
		氏名又は名称											宛名番号					
		個人番号又は法人番号											連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係				
												氏名						
												電話	(内線)					
給与所得者												年		月	日	1月1日から退職時までの給与支払額		
受給者番号(整理番号)		生年月日			(ア)特別徴収税額(年税額)	異動年月日		令和										
		<input type="checkbox"/> 昭和	年	月		日						円						
		<input type="checkbox"/> 平成									円							
フリガナ												異動の事由	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転職 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 5. 死亡 <input type="checkbox"/> 6. その他 ()					
氏名	〔旧姓〕										異動の事由	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転職 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 5. 死亡 <input type="checkbox"/> 6. その他 ()						
個人番号											異動の事由	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転職 <input type="checkbox"/> 3. 休職 <input type="checkbox"/> 4. 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 5. 死亡 <input type="checkbox"/> 6. その他 ()						
異動後住所											異動後の未徴収税額の徴収	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収(理由)						
												(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	円					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定				
<input type="checkbox"/> 1. 異動が12月31日までで、申出があったため (月 日 申出) <input type="checkbox"/> 2. 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため	徴収予定月日	月	日	徴収予定額【(ウ)と同額】	円
	一括徴収した税額は	<input type="checkbox"/> 1. 月 日 月分 <input type="checkbox"/> 2. 今までどおり月々			の納入書で納入します。

◎転勤(転職)等により新しい勤務先において『特別徴収の継続』を希望される場合は次の欄に記載してください。

新しい特別徴収義務者												
住所(居所)又は所在地	氏名又は名称			指定番号(新規の場合は記入不要)					左記勤務先へは月割			
									円を 月分 から徴収するよう連絡済です。			
個人番号又は法人番号				連絡先	電話番号	(内線)			担当者氏名			

給与所得者異動届出書の記入方法

記入例を参考に「給与所得者異動届出書」を作成し、期限までに提出してください。
 なお、**①**内は必ず御記入くださるようお願いいたします。

・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、提出した給与支払報告書に記載された者のうち、4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった者がいる場合に4月10日までに提出してください。

・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、特別徴収税額のある者が給与の支払いを受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

一未徴収税額の徴収方法

- ・普通徴収 … 未徴収税額を本人が金融機関等の窓口で納付する方法
- ・一括徴収 … 退職等の際、未徴収税額を事業所でまとめて一度に徴収し納入する方法
 ※1月1日から4月30日までの異動、退職等の際に支払われる給与及び退職手当等の金額が未徴収税額を上回る場合は、必ず一括徴収してください。(本人の了承は不要)
- ・特別徴収継続 … 勤務先が変わった場合、旧勤務先での未徴収税額を新勤務先で引継ぎ徴収する方法

記入例①：普通徴収に切り替える場合

令和 4 年度		給与支払報告に係る給与所得者異動届出書		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
宇部市長様		宇部市常盤町一丁目〇番〇号		特別徴収義務者指定番号 7000000000 宛先番号 000000789	
令和 4 年 10 月 5 日		氏名 又は名称 株式会社 〇〇工業		氏名 宇部 太郎 電話番号 34-〇〇〇〇 (内線 1111)	
111-2222		特別徴収税額 (年税額) 156,000		異動年月日 令和 4 年 9 月 30 日	
フリガナ ヤマグチ ハナコ		徴収済額 (イ) 52,000		異動の事由 1. 退職	
氏名 山口 花子		未徴収税額 (ア)-(イ) 104,000		2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		異動後の未徴収税額の徴収 3. 普通徴収 (理由)		1,800,000 控除社会保険料額 234,000	
異動後住所 宇部市常盤町二丁目△番△号		一括徴収の理由		徴収予定日 9 月 30 日 徴収予定額【ウ】と同額 104,000 円	
		1. 異動が12月31日までで、申出があったため (月 日 申出)		一括徴収した税額は 1. 10 月 10 日 9 月分 の納入書で納入します。	
		2. 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため		2. 今までおとり月々	

異動があった人の氏名、婚姻等により姓が変わる場合は新姓、異動後の住所を記入してください。

年税額(ア)：税額通知書の「特別徴収税額」徴収済額(イ)：徴収済の月と税額
 未徴収税額(ウ)：年税額(ア)から徴収済額(イ)を差引いた額

1月1日から退職時までの給与(賞与)支払額合計と、控除した社会保険料を記入してください。

記入例②：一括徴収する場合

令和 4 年度		給与支払報告に係る給与所得者異動届出書		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
宇部市長様		宇部市常盤町一丁目〇番〇号		特別徴収義務者指定番号 7000000000 宛先番号 000000789	
令和 4 年 10 月 5 日		氏名 又は名称 株式会社 〇〇工業		氏名 宇部 太郎 電話番号 34-〇〇〇〇 (内線 1111)	
111-2222		特別徴収税額 (年税額) 156,000		異動年月日 令和 4 年 9 月 30 日	
フリガナ ヤマグチ ハナコ		徴収済額 (イ) 52,000		異動の事由 1. 退職	
氏名 山口 花子		未徴収税額 (ア)-(イ) 104,000		2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		異動後の未徴収税額の徴収 3. 普通徴収 (理由)		1,800,000 控除社会保険料額 234,000	
異動後住所 宇部市常盤町二丁目△番△号		一括徴収の理由		徴収予定日 9 月 30 日 徴収予定額【ウ】と同額 104,000 円	
		1. 異動が12月31日までで、申出があったため (月 日 申出)		一括徴収した税額は 1. 10 月 10 日 9 月分 の納入書で納入します。	
		2. 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため		2. 今までおとり月々	

記入例③：新しい事業所で特別徴収を継続する場合

令和 4 年度		給与支払報告に係る給与所得者異動届出書		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
宇部市長様		宇部市常盤町一丁目〇番〇号		特別徴収義務者指定番号 7000000000 宛先番号 000000789	
令和 4 年 10 月 5 日		氏名 又は名称 株式会社 〇〇工業		氏名 宇部 太郎 電話番号 34-〇〇〇〇 (内線 1111)	
111-2222		特別徴収税額 (年税額) 156,000		異動年月日 令和 4 年 9 月 30 日	
フリガナ ヤマグチ ハナコ		徴収済額 (イ) 52,000		異動の事由 1. 退職	
氏名 山口 花子		未徴収税額 (ア)-(イ) 104,000		2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続		1,800,000 控除社会保険料額 234,000	
異動後住所 宇部市常盤町二丁目△番△号		一括徴収の理由		徴収予定日 月 日 徴収予定額【ウ】と同額 円	
		1. 異動が12月31日までで、申出があったため (月 日 申出)		一括徴収した税額は 1. 月 日 月分 の納入書で納入します。	
		2. 異動が1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため		2. 今まで	

必ず新しい勤務先に連絡をしてください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

年 月 日 宇 部 市 長 様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地		指 定 番 号		
		名 称		連 絡 者 の 係 ・ 氏 名 に 並 び に 電 話 番 号	係	
		法人番号			氏名	
		代表者の 職氏名印			電話	

		変更年月日	
		年	月 日
	変 更 前	変 更 後	
所 在 地			
フリガナ			
名 称			
電話番号			
変更事由	<input type="checkbox"/> 所在地変更 <input type="checkbox"/> 名称変更 <input type="checkbox"/> その他(合併等) <small>※合併、統合、吸収、分割、新会社設立などの場合はあわせて「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要な場合があります。</small>	備 考	

※誤読を避けるため、名称には必ずフリガナをふってください。